

千葉県告示第 2 1 4 号

道路の区域の決定

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和 5 年 3 月 1 7 日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 5 年 3 月 1 7 日

千葉市長 神 谷 俊 一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名並びに敷地の幅員及びその延長

路線名	敷地の幅員 (m)			延長 (m)
浪花町 4 5 号線	5.50	～	5.50	117.6
仁戸名町 1 8 6 号線	5.00	～	5.00	46.4
小倉町 2 1 9 号線	5.00	～	5.00	55.2
小倉町 2 2 0 号線	5.00	～	6.04	76.7
小倉町 2 2 1 号線	6.00	～	6.00	144.8
園生町 2 1 9 号線	5.50	～	7.66	174.6
高品町 2 2 5 号線	6.00	～	6.00	136.1
都賀 6 8 号線	5.01	～	6.01	76.5
幕張 5 1 8 号線	6.00	～	6.00	84.7
幕張 5 1 9 号線	6.00	～	6.00	60.3
武石町 1 0 0 号線	5.00	～	6.00	55.3
長作町 2 3 9 号線	5.00	～	6.00	52.8
浜野町 1 5 2 号線	5.00	～	6.01	76.6
生実町 3 3 2 号線	6.00	～	6.00	152.6
誉田町 2 6 1 号線	4.00	～	7.94	217.7
誉田町 2 6 2 号線	5.00	～	5.50	42.4
誉田町 2 6 3 号線	5.00	～	6.00	151.0
高田町 3 1 5 号線	6.00	～	6.00	119.2
高田町 3 1 6 号線	6.00	～	7.00	162.2
高田町 3 1 7 号線	6.00	～	6.00	188.4
高田町 3 1 8 号線	6.00	～	6.00	105.1
土気町 1 6 1 号線	5.00	～	5.00	60.0
真砂 7 8 号線	8.00	～	21.00	330.0
真砂 7 9 号線	11.00	～	19.00	165.0
誉田町 2 6 4 号線	14.00	～	14.50	300.0